

札幌市観光プロモーション助成事業実施細目

平成19年5月9日 観光文化局長決裁

(目的)

第1条 この実施細目は、札幌市観光プロモーション助成事業補助金交付要綱第2条に規定する札幌市国内観光プロモーション実行委員会(以下「実行委員会」という。)が実施する札幌市観光プロモーション助成事業の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

(事業内容等)

第2条 札幌市観光プロモーション助成事業の実施主体は、実行委員会とする。

2 札幌市観光プロモーション助成事業は、次に掲げる事業(以下「助成対象事業」という。)を行う者に対して、実行委員会が助成金を交付することにより実施するものとする。

札幌市観光プロモーション助成事業

次に掲げる要件を満たすものをいう。

ア 首都圏(東京都、神奈川県、千葉県及び埼玉県の区域をいう。)又は大阪圏(大阪府、京都府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の区域をいう。)に対し札幌観光の魅力をもPRする新規事業であること。

イ 事業に着手した年度内に、事業の実施報告を行うことができる事業であること。

ウ 公序良俗に反しない事業であること。

エ 政治又は宗教活動を目的としない事業であること。

オ 札幌市又は札幌市の関係団体から助成を受けていない事業であること。

(助成対象経費)

第3条 助成の対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は、助成対象事業に係る経費のうち、パンフレット、ガイドブックなどの広告媒体の制作費及び新聞、雑誌等への広告掲載に係る費用とし、第6条の規定による交付決定を受けた日から当該交付決定を受けた日の属する年度の3月31日までの間に、当該交付決定を受けた者が支出した経費とする。

(助成率及び助成金額)

第4条 助成金の額は、前条に規定する助成対象経費の2分の1以内とし、一の助成対象事業につき50万円を限度額とする。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、実行委員会に

対し、次に掲げる書類を提出しなければならない。

助成金申請書（様式 1）

事業収支予算書（様式 2）

団体概要（様式 3）

その他市長が特に必要と認める書類

（交付決定）

第 6 条 実行委員会は、前条の規定により提出された書類の内容を審査し、助成金交付の可否及び助成金額を決定することとする。

2 実行委員会は、前項の規定による審査の結果を申請者に通知しなければならない。

（助成対象事業の内容変更）

第 7 条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、助成対象事業の内容に変更が生じたときは、速やかに実行委員会に対し変更の届出をしなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

（実施報告）

第 8 条 交付決定者は、助成対象事業の終了後、速やかに次に掲げる書類を実行委員会に提出しなければならない。

事業実績報告書（様式 4）

事業収支決算書（様式 5）

その他市長が特に必要と認める書類

（調査）

第 9 条 実行委員会は、助成金の適正な運用を図るため必要があると認めるときは、交付決定者に対し、実施報告に関する帳簿書類等の提出若しくは説明を求め、又は調査を行うことができる。

（助成額の確定）

第 10 条 実行委員会は、第 8 条の規定による実施報告の内容を審査し、交付決定の内容に対する適合の可否及び交付すべき助成金額を確定する。

2 実行委員会は、前項の審査結果を申請者に通知しなければならない。

（交付請求）

第 11 条 交付決定者は、前条の規定により確定した助成金の額を、速やかに実行委員会に請求するものとする。

（助成金の交付）

第 12 条 実行委員会は、前条の規定に基づく請求があった場合は、速やかに交付決定

者に対し、助成金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第13条 実行委員会は、交付決定者が、補助条件に違反したとき、助成金の交付申請に当たり虚偽又は不正行為がなされたときその他実行委員会が助成を不相当と認めるときは、第6条の規定による決定を取り消し若しくは変更し、又は交付した助成金の全部若しくは一部を交付決定者から返還させることができる。

（審査委員会の設置）

第14条 実行委員会は、第6条及び第10条の規定による審査を行うに当たっては、審査委員会を設置するものとする。

2 審査委員会の設置及び運営に関し必要な事項は、札幌市と協議の上、実行委員会が決める。

（定めのない事項）

第15条 この実施細目に定めのない事項については、札幌市と協議の上、実行委員会が決める。

附 則

この実施細目は、平成19年5月9日から施行する。

様式1～5 略